

青森県立八戸盲学校・青森県立八戸聾学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、及び他の幼児児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する幼児児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

幼児児童生徒はいじめを行ってはならない。

(3) 学校（含む寄宿舎 以下全て同義）及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての幼児児童生徒が安心して学習や養育、その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している幼児児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では「いじめ」を訴えてきた幼児児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に限らず、その訴えを真摯に受け止め、幼児児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめを未然に防止するために

(1) 学校として

ア 全教育・養育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、組織的に取り組む。

イ 幼児児童生徒が自己肯定感を高められるような指導に日々取り組むとともに、思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導、養育指導の充実を図る。

ウ 幼児児童生徒一人一人の変化に気付いたら、教職員間で情報交換を行うとともに、管理職へ報告し、相談する。

エ 幼児児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

オ インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、幼児児童生徒及び保護者に対し、必要な情報提供を随時行う。

(2) 保護者・地域に対して

ア 幼児児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することをお願いする。

イ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であるということを、機会を捉えて伝え、理解と協力をお願いする。

4 いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (1) 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）
- (2) 保護者対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）
- (3) 個別面談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取り調査
年2回（5月、9月）

5 いじめ防止等に関する措置

- (1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、ハートフルリーダー（いじめ防止対策推進教員）、指導部主任、生徒指導主事、教務主任、学部主任、養護教諭、寮務主任、当該学級担任、寄宿舎職員、いじめ防止専門員、関係職員等

イ 活動内容

- (ア) いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート調査、個別面談の計画等）。
- (イ) いじめ防止に関すること。
- (ウ) いじめ事案の対応に関すること。
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する幼児児童生徒の理解を深めること。

※ 年に3回定例会を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職へ報告し、事実の有無の確認者を検討・決定し、事実確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ行為をやめさせるとともに「いじめ防止委員会」を緊急開催し、事実確認の経過等を関係保護者に説明する。
- (3) 被害幼児児童生徒が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、状況に応じていじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) 事態収束後も、その再発を防止するため、当該幼児児童生徒らを一定期間経過観察し、保護者へ状況を伝える。

7 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、青森県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ問題対策委員会」を緊急開催する。

ア 構成員

校長、教頭、ハートフルリーダー（いじめ防止対策推進教員）、指導部主任、生徒指導主事、教務主任、学部主任、養護教諭、寮務主任、当該学級担任、寄宿舎職員
いじめ防止専門員、関係職員等

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた幼児児童生徒保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめを早期発見するための取り組みに関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

附則

この方針は、

2014.	3.	27	策定
2015.	4.	1	一部改訂
2017.	4.	1	一部改訂
2018.	4.	1	一部改訂
2020.	4.	1	一部改訂
2021.	2.	9	一部改訂
2023.	4.	1	一部改訂